

社会福祉法人聖愛育成会 総合相談 事業実施要項

(目的)

第1条 この事業は、地域に暮らす援護が必要な方やその家族・地域住民等からの相談に応じ、心身の状況及び生活環境等の状況を把握し、相談対応と地域課題の把握を目的とする。

(利用対象者)

第2条 本事業の対象となる者は、江刺内に居住するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護・保育等福祉に関わる相談のある方
- (2) 前各号に掲げるもののほか、法人が当該事業の利用が必要と認めるもの。

(運営)

第3条 本事業の運営は、社会福祉法人聖愛育成会が行う。

(営業日及び時間)

第4条 本事業の営業日は月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで、土曜日の午前9時から12時とする。ただし、日曜日、祝祭日、年末年始(12月31日～1月3日)は休みとする。

(費用負担)

第5条 相談料は無料とする。

(守秘義務)

第6条 社会福祉法人聖愛育成会個人情報に関する基本規定に準ずる。

(帳簿の整備)

第7条 法人は、この事業の運営に関し必要な帳簿を整備しておくものとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。